

# 一般社団法人日本くすりと糖尿病学会

## 代議員選挙に関する細則

### 第1章 総則

#### (総則)

第1条 一般社団法人日本くすりと糖尿病学会（以下、「当法人」という）の代議員の選挙は、移行後の「一般社団法人日本くすりと糖尿病学会定款」の規定に基づく他は、この規定により、選挙権を有する者の選択にもとづき、すべて電子投票により行う。

#### (選挙管理委員会)

第2条 代議員候補者の選挙の管理・執行の業務を行うため、当法人に選挙管理委員会を置く。選挙管理委員会は、理事及び理事会から独立した組織とする。

- 2 選挙管理委員会の委員は10名以内で、社員（代議員）とし、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。但し、社員が職務を遂行できない場合には、社員の中から、当該社員が代理人を指名する。
- 3 選挙管理委員会の委員長は、選挙管理委員の互選とする。
- 4 選挙管理委員会の委員長ならびに委員の任期は、委嘱された日から始まり当該選挙結果が確定する日までとする。
- 5 選挙管理委員会は当該選挙に関して以下の職務を遂行する。
  - (1) 日程の決定
  - (2) 選挙人及び被選挙人名簿（含む立候補者名簿）の作成と公示
  - (3) 投票の管理
  - (4) 開票の管理
  - (5) 当選者の確定
  - (6) 選挙に関する疑義が生じた場合の審議
  - (7) その他選挙の実施に関し必要な事項
- 6 選挙管理委員は選挙権を有する。しかし、被選挙権（立候補権）は有することができない。

#### (選挙事務等)

第3条 当法人の選挙にかかる事務等は当法人の事務局長が行う。

- 2 事務局長は選挙事務を遂行するための事務職員を委嘱することができる。
- 3 前項の事務職員は非常勤または業務委託契約した者とする。
- 4 事務局長は選挙管理委員長の命により電子投票により投票された結果を受理し、開票日まで厳重に管理しなければならない。

#### (開票)

第4条 開票は、電子開票によるほか、選挙管理委員会が定めた日に監事の下承を得て、選挙管理委員が行い、事務局長が補佐する。

(当選者)

第5条 当選者は、得票数の多い者から順に定数に達するまでのものとする。定数に達した者の次順位の者を次点者とし、当選者が欠けた場合には繰上げ当選となる。

2 定数に達する順位の方が複数（同得票数）の場合は、次の基準に従って当選者を決定する。

- (1) 学会員歴の長いもの、
- (2) 社員（代議員）歴の長いもの、
- (3) 生年月日の早いもの

本基準でも決まらない場合には、抽選により決定する。

3 選挙管理委員長は当選者を確定し、得票数とともに理事長に報告する。

4 理事長は、選挙結果を選挙人に公示しなければならない。

(公示)

第6条 選挙における公示は、学会誌または学会ホームページへの掲載にて行う。

## 第2章 選挙

(総則)

第7条 代議員は正会員の中から、本細則で定める手続きに従って選出される。

(代議員の定数)

第8条 本細則においては、代議員の定数は60名以内とする。但し、定数計算の結果、四捨五入等の端数調整において60名を超えた場合には、その実数を以て定数とする。

(選出方法ならびに定数配分)

第9条 電子投票により、代議員定数の60名については、正会員の中から登録された被選挙人より定数連記制により選出する。

(選挙の管理)

第10条 代議員選挙は、第2条に定める選挙管理委員会がこれを管理する。

(選挙の公告)

第11条 選挙管理委員会は選挙の実施される年の翌年の定時社員総会の7ヶ月前までに、選挙人に対し選挙を実施することを公告しなければならない。

(選挙の期日)

第12条 選挙が実施される年の翌年の定時社員総会の3ヶ月前までとする。

(選挙人)

第13条 選挙権の有権者は、選挙が行われる年の前年の代議員選挙告示日現在において登録されている当法人の正会員で、前年度までの会費を完納しているものとする。

(被選挙人)

第14条 選挙での被選挙権の有権者は、立候補者に限るものとし、また上限年齢を70歳までとし、立候補までの引き続き5年以上正会員であることを要する。

2 前項の被選挙権の有権者は前年度までの会費を完納しているものとする。

(選挙人名簿)

第15条 選挙管理委員会は選挙権者名簿（以下「有権者名簿」と略記）を作成し、選挙の実施される年の翌年の定時社員総会の5ヶ月前までに選挙人に送付する。

2 選挙人は、有権者名簿に脱漏、誤記があると認めたときは、1ヶ月以内に選挙管理委員会に異議の申し立てを行う事ができ、委員会が認めたときは、有権者名簿の訂正を行い、有権者に公示しなければならない。

(無投票当選)

第16条 有権者名簿掲載者の総数とその選挙において選挙すべき代議員の数を超えないとき又は超えなくなったときは、投票は、行わない。

(投票)

第17条 選挙での投票は、電子投票により実施し、無記名式にて行う。

(投票用紙の管理・開票)

第18条 電子システムによる投票は、ホームページの所定画面により電子投票手順に従って行う。

(代議員の欠員の補充)

第19条 代議員に欠員が生じたときに備えて、本選挙と同時に補欠選挙を実施する。

開票終了後、選挙管理委員長は、当該選挙での次点者以下を得票順に補欠代議員として指名することを要する。

2 前項の規定により代議員を補充したときは、理事長は速やかにこれを公告する。

### 第3章 補則

第20条 本細則の改廃は理事会の決議をもって行う。

第21条 本細則に記載のない事象が発生した場合または本細則の規定に疑義が生じた場合は、理事長は、選挙管理委員長とともに、選挙の事前または事後に理事会に報告し、承認を得なければ

ばならない。

附則

1 本細則は、2020年実施の代議員選挙から施行する。

2020年8月25日施行